

(平成 26 年 3 月 31 日 要綱第 2 号)

## 東村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、クリーンエネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図る目的で、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、予算の範囲において東村住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、東村補助金等の交付に関する規則(平成 10 年規則第 6 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象システム)

第 2 条 この要綱において住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)とは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1)住宅の屋根等へ設置するもので、太陽光により発電するシステムであること。
- (2)未使用品であること。
- (3)リース契約によるシステムではないこと。

### (補助の対象)

第 3 条 この要綱に定める補助の対象となる者は、本村に住所を有し、村内の自ら居住する若しくは、居住する予定の住宅に、対象システムを設置し、又は対象システムが設置された住宅を購入する者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1)自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ余剰電力の供給契約を締結する個人であること。
- (2)対象システムを設置する建物が、自らの所有物でないときは、所有者から書面による設置承諾を受けていること。
- (3)第 9 条に規定する実績報告の日までに現に居住していること。
- (4)村税等を完納していること。
- (5)対象システムによる発電量等に関する情報提供に協力できること。
- (6)過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (7)その他村長が必要と認める要件を満たすこと。

### (補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費の範囲は、対象システムの別表 1 に掲げる項目の設置に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1万円に対象システムを構成する太陽電池の最大出力(単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満については切り捨てるものとする。)を乗じた額とし、最大10万円を限度とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

- (1)対象システムの設置に係る契約書、内訳書等の写し(申請時に対象システムの設置に係る契約書を締結していない場合は、実績報告の日に提出するものとする。)
- (2)現況写真(カラー写真に限る。)
- (3)対象システムを設置する建物の所有者の承諾書(対象システムを設置する建物が申請者の所有物でない場合に限る。)(様式第2号)
- (4)その他村長が必要と認める書類

2 交付申請書及び添付書類の提出は、持参による。

(交付の決定等)

第7条 村長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

2 村長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金交付変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容(申請額の増額を除く。)に変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)が生じたときは、速やかに補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第5号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、補助金交付変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、対象システムの設置が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類の提出期限は、電力受給開始日から起算して30日以内、又は交付申請をした年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書(内訳書を含む)の写し
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるカラー写真に限る。)
- (3) 電力会社との受給契約確認書の写し
- (4) 補助事業者の住民票の写し
- (5) 補助事業者の村税等の滞納がないことを証明する書類
- (6) 対象システムの設置に係る契約書、内訳書等の写し(申請時に提出されていない場合に限る。)
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 実績報告書及び添付書類の提出は、持参による。

(交付額の確定)

第10条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の請求をしなければならない。

2 村長は、前項の規定により提出された補助金交付請求書を審査し、適正と認めるときは、補助事業者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による交付決定を取り消すことができる。この場合において、村長は、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第9条の実績報告書及び添付書類を提出期限までに提出しないとき。

- 2 村長は、東村補助金等の交付に関する規則第9条又は前項の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付した補助金の全部又は一部を補助金返還命令書(様式第11号)により、補助事業者に返還を請求するものとする。

(報告)

第13条 村長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求めることができる。

(手続代行者)

第14条 申請者は、第6条、第8条、第9条及び第11条の手続きについて、対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対し、これらの手続きの代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとし、当該手続きの代行を通じて知り得た情報は、東村個人情報保護条例(平成19年条例第9号)の規定により取り扱うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表1(第4条関係)

太陽電池モジュール
架台
接続箱
直流側開閉器
インバータ
保護装置
発生電力量計
余剰電力販売用電力量計
配線及び配線器具